

介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

個人番号		- - - - -	
被保険者番号・氏名・住所・介護度は必ず被保険者証を確認し、 被保険者の 福祉用具購入時の 情報でご記入ください		被保険者番号	0 0 0
		要介護度	要支援 () 要介護 ()
住 所	品川区 丁目 番 号		
ページ下部の「※種目コード」を参照	コード	販売事業者名	製造事業者名
		購入金額(消費税含)	購入日(同一年月のみ)
		円	年 月 日
同一年月の購入分は、同じ申請書での申請可 その際は、申請書の購入金額合計から算定される自己負担額と 領収書の合計金額が一致していることを確認してください。		介護保険適用前の 商品の金額	年 月 日
		円	年 月 日
販売事業者コード	購入金額合計		負担割合
		円	1割 2割・3割
福祉用具が 必要な理由	体の状態や福祉用具が必要になった経緯、その福祉用具を使用することにより 得られる効果や目的など、 なるべく詳しく記入してください。 居宅サービス計画または福祉用具サービス計画に必要な理由の記載がある場 合はその写しの添付でも可		必ず割合証を 確認し
品川区長 あて 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給を申請します。 支給決定がされましたら、下記の口座に振込んでください。			
年 月 日	被保険者の住所を記入し、 申請者欄は、ご本人が署名してください。		
申請者 住所	電話番号		
(被保険者本人) 氏名	()		

注意：被保険者以外の方に振り込む場合は、裏面の委任状欄も記入してください。

受取口座 (被保険者本人口座の場合)	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (利用する場合は口座情報の記入不要) <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する
振込口座	本店
被保険者本人口座に受取希望の方は、どちらかに必ずチェック☑をいれてください。 なお、登録された公金受取口座情報については、口座情報確認、反映までに数日要します。 公金口座情報が確認できない場合は、再度提出をお願いすることがあります。	
口座名義人カナ	被保険者本人以外の口座(事業者やご家族)の場合は 裏面の委任状欄を記入してください。
口座名義人	
※振込先口座が会社あての場合 前回指定口座から変更 (有 ・ 無)	

※種目コード 01 腰掛便座 / 04 簡易浴槽 / 06 自動排泄処理装置の交換可能部品 / 07 排泄予測支援機器 / 09 歩行器 02 移動用リフト吊具 / 05 移動用リフト吊具 / 08 スロープ / 10 歩行補助つえ	← 福祉用具の『コード』欄はここを参照して記入	区処理欄	
		交付者	入力日
記入不要			

区処理欄	購入金額	自己負担額	申請引額	支払決定額
	記入不要			円

振込先口座名義がご本人様以外の場合は委任状欄への記載が必要です。(「本人名義+年金口」の場合も)

委 任 状 欄	品川区長 あて
	(委任者) 住所 _____ 氏名 _____
	被保険者(申請者)の住所を記入し、 氏名欄は本人が署名してください。
	私は、介護保険法に基づく福祉用具購入費の申請・受領について、下記の者に委任します。
	受任者(振込口座名義人)の住所・氏名・電話番号 _____
	(受) 口座が事業者名義の場合は、販売事業者の住所・事業者名および 代表者名(もしくは管理者等) と、電話番号 _____
	(販売事業者宛て支給決定通知の送付先となります)
	電話 () _____
	氏名 _____ 委任者との関係 () _____

販売事業所担当者 _____

【 提出前にもう一度ご確認ください 】

- ◆ 記入誤り、記入漏れ等がないか見直してください。
- ◆ 「福祉用具が必要な理由」の記載内容
(「居宅サービス計画」または「福祉用具サービス計画の写し」を添付した場合はその記載内容)
 - ・ 身体の状態や福祉用具が必要になった経緯、その福祉用具を使用することにより得られる効果や目的などを含め記載されているか見直してください。
- ◆ 添付資料① 領収証のコピー
 - ・ 記載内容(宛名、領収日、金額、商品名等)が読み取れる濃さかご確認ください。
 - ・ 生活保護受給者の場合は本人宛て領収書ではなく、福祉事務所から送付される保護費支給に同封されるはがき大の受領領収書の写しを添付してください。(この領収日が購入日になります)
 - ・ 申請書に記入した購入金額合計額から算出される自己負担額と領収書の金額が一致しているかご確認ください。
- ◆ 添付資料② 対象の福祉用具が判るパンフレット等
 - ・ 商品が複数掲載されている場合は、対象がわかるようマーカー等で印をつけてください。
 - ・ 浴室(浴槽)内すのこの場合は、実際に購入した大きさがわかる資料(図面や見積り書の写しなど)も必ず添付してください。
- ◆ 申請書に領収証のコピー・パンフレットのコピー等を余白や別紙に貼る時は、重ならないようにしてください。

次の場合を除いて、同一種目の福祉用具購入はできません。

- ① 用途および機能が異なる場合
- ② 破損、故障した場合
- ③ 介護度が3段階以上高くなった場合
- ④ 利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合

※上記の理由で購入した場合は、「福祉用具が必要な理由」欄には必ずその理由や既購入品の購入時期、状況等を含めて詳しく記載してください。